

令和8年4月10日(金)
生活衛生課食の安全対策室

営業者等に対する行政処分等について

公表年月日	令和8年4月10日(金)
施設名	回転寿司 森田
施設所在地	ひたちなか市湊本町 21-7
営業者等氏名	株式会社 森田水産
業種	飲食店営業
適用条項	食品衛生法第6条第3号違反
行政処分等を行った理由	食中毒の発生 (発生日: 令和8年4月7日(火))
行政処分等内容	改善指導書による指導
行政処分等の措置状況	令和8年4月9日(木)、ひたちなか保健所が営業者に改善指導書を交付した。 現在は、指導事項が改善されていることをひたちなか保健所が確認している。